府令・省令

○内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、令第一号

内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十六号）の施行に伴い、下請中小企業振興法施行規則及び農商工等連携事業計画の認定等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十八年四月十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　森山　裕
経済産業大臣　林　幹雄
国土交通大臣　石井　啓一

下請中小企業振興法施行規則及び農商工等連携事業計画の認定等に関する命令の一部を改正する命令

次に掲げる命令の規定中「第四条第十五号」を「第四条第一項第十五号」に、「同条第八十六号」を「同項第八十六号」に、「同条第十九号」を「同項第十九号」に改める。

一　下請中小企業振興法施行規則（平成十五年内閣府、厚生労働省、国土交通省、総務省、農林水産省、財務省、経済産業省、令第三号）第九条第二項第五号

二　農商工等連携事業計画の認定等に関する命令（平成二十年内閣府、厚生労働省、国土交通省、総務省、農林水産省、財務省、経済産業省、令第一号）第五条第六項

附　則

この命令は、公布の日から施行する。